

伊豆の国市 製品プラスチック再商品化業務事業者選定プロポーザル
実施要領

1 業務目的

本業務は、伊豆の国市（以下「市」という。）が分別収集した製品プラスチック廃棄物について、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づく効率的かつ持続可能な再商品化の実施、法第 33 条に基づく再商品化計画（以下「計画」という）の策定及び国への認定申請手続き実施を目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

製品プラスチック再商品化業務（単価契約）

(2) 業務内容

別紙公募仕様書に記載

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日まで

項 目	予 定
令和 7 年度	・法第 32 条及び第 33 条に該当しない独自処理による再商品化実施 ・計画策定に係る情報提供
令和 8 年度	・法第 32 条及び第 33 条に該当しない独自処理による再商品化実施 ・計画策定に係る情報提供（令和 8 年 6 月末までに計画提出予定）
令和 9 年度	・計画に基づく再商品化実施
令和 10 年度	
令和 11 年度	

(4) 履行場所

ア 搬出場所 仮設長岡リサイクルセンター

イ 処理場所 受注者処理施設

(5) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(6) 委託上限額

59,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記の委託上限額には、本業務委託を履行するために必要な全ての経費を含む。

3 参加資格

本プロポーザルに参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 応募者は単独または複数の企業により構成されるグループであること。グループの場合、代表企業は再商品化処理を直接行う事業者とする。
- (2) 応募者または代表企業が、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の「令和7年度プラスチック製容器包装及び分別収集再生処理事業者」に、プラスチック製品を含む施設区分で登録されていること。
- (3) 計画の再商品化実施者として、必要な能力と施設を有していること。加えて、計画認定をすでに取得した実績を有するか、現在、申請中であり、1年以内に認定を取得する見込みがあること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続きの申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる行動を行い、若しくはそのおそれのある団体等でないこと。
- (7) 公示日以後、伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成18年伊豆の国市訓令第14号）に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (8) 納期限の到来している国税及び地方税（法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税をいう。）を滞納していないこと。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

4 スケジュール

実施要領の公表	令和 7 年 10 月 16 日（木）
質問書提出期限	令和 7 年 10 月 24 日（金）
質問書に対する回答	令和 7 年 10 月 29 日（水）
参加申込書及び企画提案書の提出期限	令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 5 時まで
一次審査結果通知	令和 7 年 11 月 10 日（月） 予定
プレゼンテーション審査	令和 7 年 11 月 17 日（月） 予定
二次審査結果通知	令和 7 年 11 月下旬 予定
協定書及び令和 7 年度業務契約締結	令和 7 年 12 月上旬 予定

5 参加申込及び企画提案書の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申込書等を提出する

(1) 提出期限

令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

「12 問合せ・書類提出先」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、土日祝日等の市役所の閉庁日を除く。

(4) 提出書類及び提出部数

項 目	様 式	提出 部数
① プロポーザル参加申込書	様式第 1 号	1
② 会社概要書（パンフレット等）		8
③ 履歴事項全部証明書（提出日前 3 か月以内に発行された原本）		1
④ 財務諸表（貸借対照表・損益計算書の写し 直近 3 事業年度分）		1
⑤ 納税証明書（提出日前 3 か月以内に発行された原本） ・ 国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」		1

について未収納額のない証明書 ・市税：伊豆の国市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書		
⑥ 構成員名簿（協力事業者がある場合）	様式第 2 号	8
⑦ 事業者概要書	様式第 3 号	8
⑧ 業務実績報告書	様式第 4 号	8
⑨ 誓約書（協力事業者がある場合は協力事業者も提出すること）	様式第 5 号	8
⑩ 企画提案書 ア 表紙 イ 企画提案 「業務を実施するための体制の構築について」 ウ 企画提案 「安定的な処理のための処理設備、工程について」 エ 企画提案 「環境負荷低減への取り組みについて」 オ 企画提案 「地域貢献について」 カ 企画提案 「その他独自提案について」	様式第 6-0 号 様式第 6-1 号 様式第 6-2 号 様式第 6-3 号 様式第 6-4 号 様式第 6-5 号	8
⑪経費見積書	様式第 7 号	8

※グループで参加する場合、①は代表者名で作成のうえ、②～⑤の書類については、グループ全員分を提出すること。

(5) 提出書類作成上の注意

いずれの提出物も、それぞれ A4 サイズにて作成する。

文字サイズは 11 ポイント以上とする。

様式第 4 号に限り、1 実績につき A4 片面 1 枚、最大 5 枚まで作成可能とするが、それ以外の書類については、A4 片面 1 枚を超える提案は認めない。

企画提案書はイラストや模式図等を用いて、わかりやすく作成すること。

(6) 提出書類の取扱い

- ① 受付期間終了後は、提出書類に記載された内容の変更は原則認めない。
- ② 提出書類は、本件選考後も返却しない。
- ③ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出書類（③で複製した書類を含む。）は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- ⑤ 提出書類は、伊豆の国市情報公開条例（平成 17 年伊豆の国市条例第 8 号）に基づき公開する場合がある。
- ⑥ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施にのみ用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により取り扱う。
- ⑦ 提出書類の内容について、別途確認し、追加書類を求める場合がある。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式第 8 号）により、電子メールで提出すること。電話による質問は不可とする。なお、質問書の提出後、担当課へ電話にて受信確認を行うこと。提出先は、「12 問合わせ・書類提出先」のとおり。

(2) 質問に対する回答方法

伊豆の国市公式WEBサイト上

製品プラスチック再商品化事業者選定プロポーザルページ

(URL http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/kankyou/seihinplastic_proposal.html)

で行う。

また、質問の回答はこの要領の追加又は修正とみなす。

7 審査の方法

(1) 審査の基準

製品プラスチック再商品化業務事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）で定めた評価基準に基づき、審査を行う。

(2) 審査方法

一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）により行う。

(3) 提案者が 1 者であった場合

提案者が 1 者の場合でも、二次審査は実施する。また、審査後、審査委員会による評価が、基準点を超え適正と判断された場合、最終被選定者として選定する。

8 一次審査（書類審査）

提出された書類を確認し、提出書類の不足や様式の逸脱、資格要件や失格事項の有無を確認する。また、3 社以上の参加があった場合は、書類審査により、3 社まで絞り込む。審査後、一次審査結果通知とともに、二次審査の詳細を通知する。

9 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 日程

令和 7 年 11 月 17 日（月）予定 ※ 時間等は別途参加者に通知する。

(2) 場所

参加者に別途通知する。

(3) 順番及び説明者

プレゼンテーションの順番については、参加申込書等の提出順とする。事業者には、時間や諸注意について文書で通知を行う。ヒアリングの説明者及び随行者については、5 名以内とし、様式第 6-0 号に所属、氏名等を記載する。

(4) プレゼンテーションの方法

① 提出済みの企画提案書を、プロジェクターにより映像をもって説明を行う。

プロジェクター（HDMI ケーブルを含む）及びスクリーンについては、当市で用意する。

② プレゼンテーション用ソフトの利用及び技術提案書の分割、拡大、レイアウトの変更は可とするが、企画提案書に記載されていない事項・図柄及び改変したものは許可しないものとする。事前にプレゼンテーションデータを事務局に提出し、チェックを受けること。（詳細は別途通知）

③ 説明時間は 30 分以内とし、その後質疑応答を 30 分程度行う予定である。

(5) 評価基準

別紙のとおりとする。

(6) 失格事項

- ① 提案者が参加資格を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出すべき書類に不備があった場合（軽微な場合を除く。）
- ④ やむを得ない事情がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超えた場合
- ⑥ プレゼンテーションの審査当日、指定時刻に遅れた場合（ただし、公共交通機関の大幅な遅延等、提案者の責に依らない場合を除く。）
- ⑦ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- ⑧ その他著しく信義に反する行為があった等、審査委員会において契約締結が困難と認められた場合

(7) 審査結果の通知

審査結果は、審査完了後、参加申込者全員に電子メールで通知する。

ただし、各評価項目の点数等は公開しない。また、審査経過や審査結果に対する異議は受け付けない。

10 最終被選定者選定後の流れ

(1) 協定書の締結

最終被選定者は市と協議を実施し、別紙「協定書（案）」に基づき、製品プラスチック再商品化処理及び計画の作成に関する資料提供等の協力に関し、協定書を締結する。

(2) 契約書の締結及び令和7年度中の再商品化業務

最終被選定者は市と協議し、「令和7年度大仁リサイクルセンター処理事業製品プラスチック再商品化業務」に関し、仕様等を定め、委託契約を締結する。契約締結後、準備が整い次第、1月中を目途として、再商品化業務を開始する。

(3) 契約方法

協議が成立した場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約として、業務委託契約を締結する。契約は単年度毎の契約とする。

(4) 次点者との交渉

最終被選定者と協議の結果、協定及び契約に関して合意に至らなかった場合

は、次点者と交渉することとする。

11 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 選定の採否を問わず、企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に要した費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類等の内容について、担当課が必要に応じて意見を求めた場合は、これに応じること。
- (4) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 問合せ・書類提出先

〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京299番地の6

伊豆の国市市民環境部廃棄物対策課 担当：前田・渡邊

電話：0558-76-8001 FAX：0558-76-5499

E-mail：hai@city.izunokuni.shizuoka.jp